

総社市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第52号

総社市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第114号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>様式第3号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第3号（第8条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第3号（第8条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

総社市長 様

登録されている認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名 称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	(資 格) 代表者等氏名	()
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 枚の交付を申請します。

申請者 本人 代理人（※）

住所

氏名

※ 代理人とは、地方自治法施行規則第19条第1項の規定により告示されている代理人をいいます。

（注意事項） 記載省略